

平成28年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	平成28年12月19日(月) 広島合同庁舎3号館第15号共用会議室
委員	森嶋 久雄 (委員長/不動産鑑定士) 伊藤 博文 (委員長代理/税理士) 谷村 吉弘 (客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 川西 澄 (大学院准教授)

I 建設工事等に関する審議

審議対象期間	中国四国防衛局 平成28年7月1日～平成28年9月30日		
審議対象件数	81件		
1. 入札状況について(参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)			
抽出件数	7件	(審議概要) 「抽出案件」 ・建設工事 ・建設コンサルタント業務等  「報告事項」 ・低入札事案について ・不調事案について ・指名停止等の措置状況について	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)		0件
	一般競争(政府調達協定対象外)		3件
	公募型指名競争		0件
	指名競争		0件
	随意契約		0件
建設コンサルタント業務等	4件		
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	【抽出案件】 ○建設工事 【一般競争入札】(政府調達協定対象外) 《岩国飛行場(H28)愛宕山(住宅地区)低層住宅(10～15工区)新設電気その他工事》  ・落札率が99.37%と高い状況を確認したい。	・施工体制確認型総合評価方式を採用し、一括審査方式で入札を行ったものである。 施工体制確認の資料提出を求める基準となる調査基準価格が、約89%程度となっており、ほとんどの場合90%台の入札となる。 本件は、一括審査方式を採用しており、他の工区を落札した者は入札無効の扱いとなるが、入札に参加した6者のうち1者は他の工区を落札し無効、3者は調査基準価格未満のため、施工体制確認資料の提出を求めたが提出を辞退し、無効となった。 残る2者はいずれも予定価格を超過しており、再度入札を行った結果、高落札率となったものである。	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・別の工区で落札し、1者辞退辞退している。 一括審査方式により工区を分けて3件の入札を行っているが、開札の順番はどうなっているのか。</p> <p>・予定価格は、積算基準により算出するとも思うが、基準に沿って積算した価格から一定割合差し引く事はあるか。</p> <p>・積算基準に沿って正確に積算すれば、予定価格に近い数字で入札することはおかしくないということか。</p> <p>・調査基準価格未満の入札をした者は、何故、施工体制確認のための資料を提出しないのか。</p> <p>《岩国飛行場（H28）上級下士官宿舎等新設通信工事》</p> <p>・落札率が99.70%と高い理由は何か</p> <p>《岩国飛行場（H28）託児所新設電気工事》</p> <p>・落札率が99.96%と高い理由は何か</p> <p>・上位2者の入札金額が全く同じであるが、このような事は良くある事か。</p> <p>・予定価格の公表はどのタイミングで行うのか。</p>	<p>・予定価格が高い順に開札を行う。本案件の開札は2番目の開札となっている。</p> <p>・見積部分のないものは、積算基準により算定した金額をそのまま積み上げて予定価格としている。</p> <p>・本件は前年度、前々年度にも同様の工事を発注しており、積算内訳書も公表されていることから、予定価格については比較的精度の高い推測が可能であると思料する。 あとは、受注したい者がどこまで入札金額を下げられるかというところである。</p> <p>・総合評価方式は基礎点100点に30点の施工体制評価点、そのほかに20点の加算点の合計点を入札価格で除した点数を評価値として競争するものであるが、調査基準価格を下回ると、施工体制評価値が減じられ点数が下がる。結果、評価点も下がるため、資料を提出しても競争できなくなる為、資料の提出を辞退する事が多い。</p> <p>・工事箇所が3箇所に分かれているため、経費を高めを考え入札したのではないかと思料する。</p> <p>・5者参加した者のうち3者が予定価格超過となっていた。 超過した者の応札率は最大130%程度となっており、全体的に高い傾向にあった。 この工事は非常用発電機室等の新設も含まれているが、この見積が入札価格に大きく影響したものである。</p> <p>・良くあることではないが、年間数件はある。</p> <p>・契約後、公表する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○建設コンサルタント業務 【一般競争入札】 《岩国飛行場（H28）土木工事積算等技術業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が99.84%と高い理由は何か。</li> <li>・1者応札となった理由は何か。</li> </ul> <p>《岩国飛行場（H28）計測管理業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体というのはどういう組織なのか。</li> <li>・この業務の成果は重大な事故につながる可能性のある業務ではないのか、価格の競争で良いのか。</li> </ul> <p>《陸自美保（28）駐機場等新設土木工事監理業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が99.36%と高い。何故1者しか参加していないのか。</li> <li>・時期が悪いとはどういうことか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格は当省の積算基準により算定しているが、本件は、ほとんどが人件費であるため、高い精度で予定価格が推測可能であったのではないかと思料する。</li> <li>・本業務は、競争参加資格に同種業務の実績を付しているため、参加業者が少なくなったのではないかと思料するが、参加要件を緩和し、類似業務として、多くの建設コンサルタント業者が有している「建設工事の施工監理の実績」を設定し、より多くの者が参加することを期待していたところ、結果として、応札者以外の参加はなかった。</li> <li>・民間の2者が本業務を請け負うために、1つの共同体として結成されたものである。 本業務は技術力を要する業務であり、本業務を遂行するに当たり、2者が協力して業務を行う必要があったことから、共同体を組んだもの。</li> <li>・入札状況調書に記載しているとおり、本件はほとんどが技術評価点であり、価格評価点は小さい。重視しているのは技術力である。</li> <li>・一般的な業務であり、入札参加要件も多数の業者の参加を期待できるものとしていたが、技術者の配置をしなければならない時期が悪く、結果1者のみの参加となったものと思料する。</li> <li>・通常、工期は年度末までとなっていることが多く、技術者を配置する時期が4月からであれば問題なかったと思料するが、本件は12月からとなっており、時期的に技術者の確保が難しかったのではないかと思料する。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>《徳島（28）竜王山中継所土壌等調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が35.49%と低い。</li> <li>・入札参加者は、他の入札参加者が存在するかどうか把握できるのか。</li> <li>・予定価格が高すぎるということではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は価格競争となっており、かつ、調査基準価格の設定されない業務である。 業務内容は単純な作業、かつ、短期間での業務完了が可能なものであり、比較的利益が見込まれるのではないかと推測する。 したがって、競争力が大きく働いた結果、低い落札率となったものと思料する。</li> <li>・電子入札なので、他の入札参加者の存在については把握はできない。</li> <li>・予定価格を超過して入札している者もあり、一概には予定価格が高すぎるとは言えない。</li> </ul>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<b>【報告事項】</b> ○低入札事案について（0件）  ○不調事案について（6件）  ○指名停止等の措置状況について（0件）	・なし  ・なし  ・なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
工 談合情報	0件	
事 点検結果疑義	0件	
業 談合情報	0件	
務 点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	なし	なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審 議 概 要	なし	
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	なし
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数	0 件	(備考) なし	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公 募 型 指 名 競 争		0 件		
	指 名 競 争		0 件		
	随 意 契 約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答			
	なし	なし			
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし				

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：海上自衛隊

審議対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	
審議対象件数	9,842 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	5 件	(審議概要) 抽出案件 ・一般競争契約 ・随意契約
一般競争	3 件	
指名競争	0 件	
随意契約	2 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【競争契約】（1者応札）                  《「総監部地区外」給水管補修》                  呉地方総監部                  落札率：100%</p> <p>・落札率100%の理由は何か。</p> <p>・競争させることにより安価となると思うが、前回の審議時に、「こうした工事ができる業者に対して声をかけると情報を流すことになり、不正につながる」との回答を得ているが、声をかけるだけで不正になるとは思わないが、どうか。</p> <p>・1者入札となった理由はあるのか。</p> <p>・今回の契約業者は不調となった初度公告の際にも入札に参加したのか。</p> <p>・初度公告時に1者しか入札者がなく、最終的に、これ以上金</p>	<p>・一度入札を行ったが、予定価格に達したものがなかったため、再度、公告を行った。再入札に当たり、前回の入札時の最低価格を予定価格としたところ、前回の最低入札価格で入札した業者が同額で入札してきたため落札としたものである。</p> <p>・全ての業者に声をかけることは難しく、一部の業者に便宜を図っていると誤解を招かないよう公平性の観点から、一般競争入札とし公告している。参加業者が少なかったことは反省すべき点ではある。</p> <p>今回の件に関して、一度、不調となった際に、参加業者に事情を確認したところ、「呉地区において、ほかにも工事が多くあり、下請け業者や工員を確保できず、他の業者は参加することが難しいのではないか。」ということであった。</p> <p>・初度公告の入札においても、この1者しか参加業者がなく、1回目の入札は予定価格に達しなかった。                  2回目の入札は辞退した。                  先ほどの話はその際に聴取したものである。                  再度、公告を行ったが、競争参加者はこの1者だけだった。                  声掛けをすれば業者数が増えると見込まれるが、公平性、公正性の確保のため契約側からは声掛けは実施していない。</p> <p>・落札率100%であることからそのように感じられていると</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>額は落とせないとの判断から、予定価格を合わせたようになったのではないかと。間接的に情報公開しているようになっているのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の契約業者しかできない特殊なもの、又は特別な技術が必要なものなのか。</li> <li>・入札に参加してもらいたいのであれば入札があることを伝えなければならないと思う。伝えることが公平性を欠くとはあまり思わないがいかがか。</li> <li>・1者しか入札がなければ競争にならない。競争となるような工夫をしてルールを規定し対応する等を考慮し、1者しか来ないことのないようにする必要がある。</li> </ul> <p>【競争契約】（一者応札） 《艦船造修補給関係業務》 呉地方総監部 落札率：100%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率100%の理由は何か。</li> <li>・この業務内容は特殊なものなのか。</li> <li>・この業者にしか公告の情報が入っていないのではないかと。</li> <li>・初度公告の際も1者しか応札がなかったのか。</li> <li>・日を改めて入札したのはなぜか。</li> <li>・再度公告の予定価格を初度公告の際の2回目の応札額としたのはなぜか。</li> </ul>	<p>思料するが、昨年度の契約金額や前回の入札価格を参考に予定価格を算出したためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊なもの、特別な技術が必要なものではない。</li> <li>・通常の商品購入時でも広島県外からも参加業者が多数あり、業者を特定せずに声をかけるのは難しい。公告の掲載場所のPRには努めている。</li> <li>・努力していく。</li> </ul> <p>・27年3月19日に一度入札を行ったが、予定価格に達した業者がいなかったため、再度公告を行った。その際、予定価格の見直しを行い、3月19日の最低入札価格を予定価格としたところ、前回の入札業者が同額で入札してきたためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的なアウトソーシング等で実施している事務補佐的な作業であり、仕様書で示した作業手順書に従って作業をさせるものである。一者しか応札がないことが問題であると考えている。</li> <li>・そのようなことはないと考えている。</li> <li>・この業者1者のみであった。</li> <li>・初度公告の際も2回の入札を行ったが予定価格に達したものがなかった。参加業者が増えることを期待して、再度、公告を行い、日を改めて実施したものである。</li> <li>・この事業は海上自衛隊の他の総監部でも実績があり、初度公告の単価が他の総監部に比べて安価であったため、予定価格の修正を行った。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・全くの同一額になったのか。初度公告における2回目の応札額を安易に再度公告の際の予定価格としたように感じられるがどうか。</p> <p>・市場価格等は考慮しているのか。</p> <p>・初度公告の際も1者で2回の入札を実施して、再度公告をしたとのことであるが、折衝等はするのか。</p> <p>・再度公告を実施したのは、参加業者が増えることを期待してのことか。</p> <p>・この業界は協会のようなものはないのか。</p> <p>・公告を見ていなかったり、見落としている業者があるのではないか。業界等を活用して公告を周知させるような働きかけをしてはどうか。</p> <p>・競争となるような着意をもって引き続き努力する必要がある。</p> <p><b>【随意契約】（1者応募）</b>  《救難飛行艇等委託整備役務》  《救難飛行艇等委託整備役務》  呉地方総監部  落札率：100%</p> <p>・落札率100%の理由は何か。</p> <p>・製造した会社が整備するのが一般的なのか。</p>	<p>・初度公告の際の予定価格を検証した結果であり、最低応札額と他総監部の単価等を参考として予定価格を見直したものであり、初度公告の最低札ありきで実施したものではない。</p> <p>・広島県の最低賃金、労働者派遣事業の料金等を考慮し、他総監部の実績等を参考とした。</p> <p>・実施したが、不調となった。</p> <p>・そうである。</p> <p>・協会のようなものはない。舞鶴を除く他の総監部においても、この業者が落札しており、他の事業者にも事務補佐的な委託業務であることがあまり認識されていないのかもしれない。</p> <p>・業界等がないため、その様なことは行っていないが、掲示の周知には努力しているところである。</p> <p>・了解した。引き続き努力する。</p> <p>・岩国航空基地所属の救難飛行艇の整備作業を民間の業者に委託するものである。  公募の結果、応募・合格した業者が飛行艇を製造している新明和工業株式会社の子会社である新明和岩国航空整備株式会社のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に従って随意契約とした。金額は見積合わせの結果、予定価格に達しなかったことから商議を繰り返し予定価格に達したことから契約を締結したものである。</p> <p>・一般的な飛行機であれば製造会社以外でも整備できる会社はあると思うが、救難飛行艇US-2はこの親会社しか保有して</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・市場性がないのであれば競争になじまないのではないか。</p> <p>・見積金額が妥当かどうかのみを審査しているのか。</p> <p>・修理価格は取得価格の概略何パーセントか。</p> <p>・本件整備は車でいう車検のようなものか。</p> <p>・大きな修繕がある場合はないのか。その際は金額を調整するのか。不具合でも軽微なもの、重大なものがあると思うが、通常の契約の範囲を超えてしまうことはないのか。</p> <p>・この業者しかできないのであれば仕方ないと思うが、業者の示す価格の正当性は継続して検証をする必要がある。</p> <p><b>【競争契約】（複数者応札）</b>  《電気設備保守管理役務》  呉地方総監部  落札率：100%  応札者：2者</p> <p>・落札率100%の理由は何か。</p> <p>・初度公告時の入札の最低価格を予定価格としたとのことであるが、なぜか。</p> <p>・4者も応札者があったのであれば、初度公告の際の最低価格に合わせたような形で再入札せずに商議してもよかったのではないか。</p>	<p>おらず、荒波でも着水できる技術が必要であり、この業者しかできない。</p> <p>・27年度は公募で技術審査を行ったが、28年度は常続的公示という形で航空事業法に基づいて、この会社しかできないということで契約方式を切り替えた。</p> <p>・標準資料がないことから見積もりを根拠に検証している。</p> <p>・一般的な修理契約ではないので、数値は分からない。市場価格は反映できない。</p> <p>・車検にパンク修理等を含んだものである。</p> <p>・技術的な知見が高いものということから整備させるものであり、簡単な整備であれば官でもできる。計画的整備中に発生した大きな不具合は仕様書に照らして調整を実施している。</p> <p>・了解した。</p> <p>・平成27年3月に初度入札を行い、予定価格に達した業者がいなかったため、再度公告を行ったものである。再度公告の入札にあたり、予定価格を見直し、初度公告の入札時の最低価格を予定価格としたことから落札率が100%となったものである。</p> <p>・適正価格と判断したためである。  初度入札の1回目の入札に際しては4者の応札があったが、2回目は3者が辞退し、残った1者も予定価格に達しなかった。3回目はすべての業者が辞退したため、再公告した。</p> <p>・競争性が確保できると判断し、一般競争契約を追及した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何回入札しても落札者がいない場合は随意契約とすることはあるのか。</li> <li>・入札価格に予定価格を合わせているようになっているがどうか。</li> <li>・再度公告をせずに、当初から4者の応札者があったのであれば商議してもよかったのではないのか。</li> <li>・初度公告は4社の応札があったが、常連の業者か。ローテーションをしていないか。</li> <li>・同様の契約は他地区でも実施しているのか。それも同一業者が落札しているのか。</li> <li>・この業者は全国展開している業者なのか。</li> <li>・次の審議案件と同一業者が応札しているが、どのように感じているか。毎年のものであり、継続の方が業者としては設備投資の面から有利・不利があるのか。</li> <li>・入札価格を決定するに際し、有利に働くことはないということか。</li> <li>・前年以前の契約金額はどのようになっているか。</li> <li>・新設された電気設備を1年後くらいに点検するものか。</li> <li>・古くなった設備等は割増をするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低価格入札者と随意契約を実施している。</li> <li>・予定価格の見直しに際しては標準資料で積算した結果と最終札の入札価格を比較して最終札の方が安価であったので予定価格としたものである。</li> <li>・「再度公告が必要ななかったのではないか。」という指摘であると思うが、結果的にそのように見えるが、もう少し、低額の応札や異なった業者が参加した場合は異なった形になる。公告を宣伝して参加業者を募る環境づくりが必要であると考えている。</li> <li>・平成22年までは広島市の業者が受注していたが、平成23年以降は今回の契約業者がかなり安価で受注している。</li> <li>・電気設備管理役務の契約は規模の大小はあるが、呉潜水艦基地隊が行っており、それも近年、この業者が落札している。</li> <li>・全国展開している重機、大型発電機等のリース会社である。談合を疑うよりもこの業者が強すぎると考えている。</li> <li>・自衛隊の既存の設備を使用して点検・保守管理をするものであり、業者が器材等を持ち込むことはなく、継続による有利・不利はないが、予備知識、業務に対する周知、従業員の確保という点は有利であると考えている。しかしながら時間の経過とともに解消されるものである。</li> <li>・そのとおりである。</li> <li>・前年に比べ契約金額は上がっている。</li> <li>・定期的な点検を委託するものではなく、総人件費改革として公務員を削減し業務を民間委託するアウトソーシングとして行っているものである。</li> <li>・本契約はルーティーン的に電気設備を保守管理するものである。日常の点検整備を委託するものであり、設備の新旧ではなく、設備数の増減により金額が変更されるものである。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・落札率100%は不思議に感じる。「最低入札価格等を参考に予定価格を見直しており、適正に処理している。」とのことであるが、4者の応札があり、競争しても落札者が出ないのであれば商議又は随意契約とすることが一般的な商取引ではないか。</p> <p>・経費率には幅はあるのか。</p> <p>・今後はこうした案件については審議委員会としても継続して注意していくこととする。</p> <p><b>【随意契約】</b>  《ボイラー設備保守管理役務》  呉地方総監部  落札率：100%  応札者：4者</p> <p>・平成27年度の入札監視委員会で落札率100%であることから審議したボイラー管理役務について、業者間で住み分け等が疑われることから継続審議事案となり、呉地方総監部の近傍部隊での同様の契約状況を確認するため、過去5年間、平成23年度以降の資料により再審議することとした。</p> <p>・岩国航空基地分を含めて発注内容、仕様は同一と考えてよいのか。予定価格の変動が大きいように感じるがいかがか。</p> <p>・同じ仕様であるにもかかわらず、1000万円程度の応札額に開きがある点及び27年度、28年度は応札業者の応札額が予定価格の変動に追隨している点に疑義を感じる。</p>	<p>・予定価格はしっかり見直し、前年度価格を参考としているのが現状である。入札において落札者が出ず、最終的に残った1社の応札額に担当者が予定価格を変更して落札者とする事ができない制度となっており、再度公告をすることとなっている。</p> <p>・工事契約ではなく役務契約であり、経費率はなく、諸経費は業者ごと異なり積み上げるものである。</p> <p>・さらなる競争性の確保及び予定価格の適正性向上に努めている。</p> <p>・現年度である28年度分を含めた過去6年分の資料を作成した。5か所の資料中、岩国航空基地分は落札業者が極めて顕著に努力しているものであり、指摘には当たらないと考える。</p> <p>・平成25年度までは契約金額が2000万円前後であるが、26年度以降は新規業者の参加があり、600万円ほど安価な金額となっている。積算資料から積算すると岩国分は計算価格が2600万円となったが、予定価格は前年度実績価格及び業者の下見積もり、物価上昇率を参考としているため、変動が大きくなっている。</p> <p>・細部は不明であるが、前年度の契約業者からの下見積もり等を参考に予定価格を決定したことによるものと推察される。  また、27年度は商議の結果、予定価格の前まで落としていただいたものであり、28年度は不調となり、再度入札の際、予定価格の見直しを行い、初度公告の際の最低入札価格を予定価格としたことによるものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 太平ビルサービスの落札額は安定した金額で推移しており、他箇所においても、ほぼ同一業者が同一金額で落札している。また、落札率もほぼ100%、予定価格もほぼ例年同一であるがどう考えるか。</p> <p>・ 下見積もりを提出した業者が低めに設定すると有利ではないか。</p> <p>・ 予定価格は市場価格より下見積もりを優先するのか。</p> <p>・ 係船掘地区については落札業者と他の業者で入札額にかなりの差があるが、前年度の入札状況から他の業者も落札額を知っているにも関わらず、このような入札となるのか。</p> <p>・ 落札業者はどのような業者であるか。</p> <p>・ 下見積もりは必ず取っているのか。</p> <p>・ 昨年度の審議案件及び電気設備の案件も含め、共通した業者が参加し、予定価格と落札額が追随しており疑わしいともいえるが、談合の情報もないと聞いている。たまたま聞こえてこなかっただけなのか。28年度の実績を含め、電気設備の案件も、同一業者である点を考えるとどうか。</p> <p>・ 入札方法はどうか。</p> <p>・ これらの業者が入った契約には引き続き特に留意されたい。</p>	<p>・ 役務内容の変更がなく、前年度の実績価格及び下見積もり額を参考に予定価格を算出していることが要因である。 標準資料、歩掛、労務単価を適用して計算した額と各社からの下見積もり額とを比較して安価である場合は下見積もり額を予定価格としている。</p> <p>・ 有利、不利の判断はできない。</p> <p>・ 下見積もりと積算価格を比較して下見積もり額が安価であれば市場価格と解釈して採用している。前年度の契約価格も参考とすることから一旦、極端に安価な落札額となると引き上げることができなくなる場合もある。</p> <p>・ 積算資料での計算価格と入札額を比較すると落札業者の入札額が極めて安価であり、他の業者が妥当な価格で入札していると考えられる。</p> <p>・ 東京に本社がある全国展開しているビル管理の大手業者である。</p> <p>・ 強制ではないが、原則として取っている。</p> <p>・ こうした実績の資料を作成するのは容易であるが、談合情報もないこと及び25年度のように業者数が増えると金額の変動があることから、業者数を増やすことに留意する。</p> <p>・ 一般競争契約で実施している。 随意契約においてオープンカウンター方式としたことから、中小企業を知る機会がある。今後はその親会社へのアクセスに留意する。</p> <p>・ さらなる競争性の向上と応札結果の分析に努めていく。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	・なし。	なし。
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考) なし。	
一般競争		0 件		
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	なし。		なし。	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。			